

目 次

津市告示

公示送達

公示送達

公示送達

公示送達

公示送達

公示送達

津市議会の招集

放置自転車等の撤去及び保管

津市公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

令和7年1月分津市農用地利用集積計画の決定

地域計画の策定

津市上下水道事業告示

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道事業計画変更案に係る事前縦覧

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）流域関連津市公共下水道事業計画変更案に係る事前縦覧

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市選挙管理委員会告示

選挙人名簿の登録日の変更

津市河内財産区議会議員選挙における候補者届等の書類の提出場所

津市河内財産区議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所

津市河内財産区議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う場所及び日時

津市河内財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録

津市監査委員告示

監査結果の公表

監査結果の公表（財産区）

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第19号

下記の者の令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年2月4日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○



津市告示第21号

下記の者の令和4年度から令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年2月7日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
○○○○○○	○○○○○○○○○○○○

津市告示第22号

下記の者の令和5年度及び令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年2月7日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
○○○○○○○○○	○○○○



津市告示第24号

下記の者の令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年2月10日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○

津市告示第25号

令和7年第1回津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月12日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

令和7年2月19日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 26 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）  
第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 14 条に基づき撤去し、保管している  
自転車等について、同条例第 16 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
白塚町地内	1	令和 7 年 1 月 6 日
半田地内	1	令和 7 年 1 月 6 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	7	令和 7 年 1 月 9 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和 7 年 1 月 16 日
白山町二本木地内	1	令和 7 年 1 月 17 日
ポルタひさい公共自転車等駐車場	7	令和 7 年 1 月 20 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 7 年 1 月 22 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 7 年 1 月 24 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	2	令和 7 年 1 月 24 日
博多町地内	1	令和 7 年 1 月 27 日
津駅西第一公共自転車等駐車場	13	令和 7 年 1 月 29 日
津駅西第二公共自転車等駐車場	11	令和 7 年 1 月 29 日
津駅西第三公共自転車等駐車場	4	令和 7 年 1 月 29 日
南が丘駅西公共自転車等駐車場	3	令和 7 年 1 月 29 日
高茶屋駅南公共自転車等駐車場	4	令和 7 年 1 月 29 日

2 保管期間

告示の日から 90 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市公告第11号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年2月3日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 事後審査型条件付一般競争入札

507020306

公 告 日	令和7年2月3日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和6年度建整道新補第8号 井生波瀬線道路改良工事			
工 事 場 所	津市 一志町井生	地内		
工 事 概 要	張りコンクリート工 154m <sup>2</sup>			
工 期	契約締結の日から <b>令和7年3月25日</b> まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】一志	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】久居	【地区】久居・白山・美杉	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和7年2月14日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和7年2月6日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和7年2月10日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和7年2月14日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和7年2月19日 午前9時00分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	<b>1,722,000</b> 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

津市公告第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年2月4日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
令和7年1月29日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市芸濃町椋本字念佛田4360番ほか4筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
鈴鹿市磯山二丁目16番20号  
株式会社第一開発  
代表取締役 小牧智之  
鈴鹿市白子町1980番地  
株式会社優木ハウジング  
代表取締役 樋口雅洋

津市公告第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年2月6日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
令和7年2月4日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市久居明神町字西藤谷1200番2
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
松阪市嬉野中川新町2丁目17番地  
株式会社サンポート  
代表取締役 檜井 康則

津市公告第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年2月6日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
令和7年2月4日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市久居明神町字西藤谷1200番1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市南が丘四丁目23番地1  
井田 紗矢香

## 津市公告第15号

津市一志町波瀬、美杉町下之川及び美杉町八手俣の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成しましたので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和7年2月7日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 地図及び簿冊の名称

波瀬・八手俣地区の地籍図及び地籍簿案

### 2 閲覧期間及び閲覧場所

令和7年2月7日から同月27日までの20日間

上記期間のうち、2月7日から同月10日までの期間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）については津市役所本庁舎5階建設部用地・地籍調査推進課にて、2月11日から同月13日については津市波瀬出張所にて、2月14日から同月15日については津市アストプラザにて、2月16日から同月18日については津市下之川出張所にて、2月19日から同月27日までの期間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）については津市役所本庁舎5階建設部用地・地籍調査推進課にて行います。

### 3 閲覧時間

午前9時から午後5時まで

### 4 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

なお、誤り等訂正申出書の様式は、請求があった場合に閲覧場所（閲覧が行える日及び時間に限り）で交付します。

津市公告第16号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項に基づき、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和7年2月10日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第17号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画を別紙のとおり定めましたので、同条第8項の規定により公告します。

なお、別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和7年2月14日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市上下水道事業告示第1号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同法第4条第1項の規定により、中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

令和7年2月12日

津市上下水道事業管理者 松下 浩己

### 1 下水道事業の種類及び名称

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道

### 2 事業の期間

昭和49年3月26日から令和10年3月31日まで

### 3 縦覧場所

津市殿村5番地

津市上下水道事業局下水道工務課

### 4 縦覧期間

令和7年2月12日（水）から同月26日（水）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

### 5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 津市上下水道事業告示第2号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同法第4条第1項の規定により、中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）流域関連津市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

令和7年2月12日

津市上下水道事業管理者 松下 浩己

### 1 下水道事業の種類及び名称

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）流域関連津市公共下水道

### 2 事業の期間

平成10年3月17日から令和9年3月31日まで

### 3 縦覧場所

津市殿村5番地

津市上下水道事業局下水道工務課

### 4 縦覧期間

令和7年2月12日（水）から同月26日（水）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

### 5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

津市上下水道事業公告第1号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年2月3日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年2月3日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和6年度下工公補第20号 津北部第10処理分区公共下水道工事			
工事場所	津市 江戸橋一丁目及び江戸橋二丁目 地内			
工事概要	管布設工(管径150~350mm) 422m 組立マンホール工 7箇所 小型マンホール工 8箇所 ます設置工 18箇所			
工 期	契約締結の日から <b>令和7年11月10日</b> まで			
発注業種	<b>土木一式</b>			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
	現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和7年3月3日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 等 に関する 質 問	提出期限	<b>令和7年2月12日 午後5時 まで</b> (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年2月19日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) F A X059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和7年3月3日 必着</b>		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛		
開札日時 及び場所	<b>令和7年3月6日 午前9時00分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	<b>96,550,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</li> <li>・<b>本件は週休2日モデル工事(受注者希望型) 試行案件です。</b></li> <li>・<b>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</b></li> </ul>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年2月3日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和6年度下工公補第18号 津第5-2処理分区公共下水道工事			
工事場所	津市 阿漕町津興	地内		
工事概要	管布設工(管径150mm) 312m 組立マンホール工 3箇所 小型マンホール工 15箇所 ます設置工 39箇所			
工 期	契約締結の日から <b>令和7年10月6日</b> まで			
発注業種	<b>土木一式</b>			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
	現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和7年3月3日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書等に関する質問	提出期限	<b>令和7年2月12日 午後5時 まで</b> (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年2月19日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) F A X059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和7年3月3日 必着</b>		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛		
開札日時及び場所	<b>令和7年3月6日 午前9時20分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	<b>61,535,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</li> <li>・<b>本件は週休2日モデル工事(受注者希望型) 試行案件です。</b></li> <li>・<b>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</b></li> </ul>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年2月3日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和6年度下工公補第19号 津北部第3-1処理分区公共下水道工事			
工事場所	津市 白塚町	地内		
工事概要	管布設工(管径150mm) 297m 組立マンホール工 6箇所 小型マンホール工 8箇所 ます設置工 25箇所			
工 期	契約締結の日から <b>令和7年9月29日</b> まで			
発注業種	<b>土木一式</b>			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和7年3月3日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 等 に関する 質 問	提出期限	<b>令和7年2月12日 午後5時 まで</b> (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年2月19日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) F A X059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和7年3月3日 必着</b>		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛		
開札日時 及び場所	<b>令和7年3月6日 午前9時40分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	<b>開札後に公表(ただし、落札候補者がいない場合を除く)</b>			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</li> <li>・<b>本件は予定価格を事後公表(開札後に公表)する試行案件です。</b></li> <li>・<b>本件は週休2日モデル工事(受注者希望型)試行案件です。</b></li> <li>・<b>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</b></li> </ul>			

【総合評価落札方式】事後審査型条件付一般競争入札

公告日	令和7年2月3日	工事担当課	下水道工務課	
工事名	令和6年度下工公補第17号 津北部第15-2処理分区公共下水道工事			
工事場所	津市 観音寺町及び鳥居町	地内		
工事概要	管布設工(管径75~150mm) 340m 管推進工(管径200~300mm) 20.6m 組立マンホール工 10箇所	小型マンホール工 3箇所 まず設置工 19箇所		
工期	契約締結日から起算して235日間			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
		専門技術者	推進工事技士(推進工事施工時における専任配置) (監理技術者又は監理技術者補佐・現場代理人と兼務可)	
その他要件				
総合評価落札方式に関する事項	総合評価方式の類型	工事成績重視型(津市建設工事総合評価落札方式試行要領第3条第2号)		
	評価項目、評価の内容、配点	別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり		
	総合評価点の算出	加算方式: 総合評価点=価格点(80点満点)+価格以外の評価点(20点満点) 価格点の算出方法は以下のとおりとする。  ア. 入札価格>低入札価格調査基準価格の場合 価格点=80点×失格基準価格÷{失格基準価格+(低入札価格調査基準価格-失格基準価格)÷5+(入札価格-低入札価格調査基準価格)}  イ. 入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合 価格点=80点×失格基準価格÷{失格基準価格+(入札価格-失格基準価格)÷5}		
	評価方法及び落札者決定方法	入札が無効でない者のうち、入札金額が予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出する。総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより決定する。ただし、総合評価点が最も高い者の入札金額が低入札価格調査基準価格未満であれば、落札候補者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。		
	【提出資料】 評価項目算定資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価項目算定資料届出書【第1号様式】</li> <li>・施工実績評価資料【第5号様式】</li> <li>・同種・同規模工事の元請実績について確認できる書類(コリズ、設計書内訳表等の写し)【添付資料】</li> <li>・社会貢献に関する資料(障がい者雇用状況報告書等の写し及び労働安全衛生マネジメント認証等の写し)【添付資料】</li> <li>・市内本店業者施工率評価資料【別紙様式】</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・手持ち工事量評価資料【別紙様式】</li> <li>・手持ち工事に係るコリズ登録の写し及び経営規模等評価結果通知書の写し【添付資料】</li> <li>・配置予定技術者評価資料【第6号様式】</li> <li>・配置予定技術者に係る同種・同規模工事の実績について確認できる書類(コリズ、設計内訳表等の写し)【添付資料】</li> <li>・配置予定技術者の保有する資格証(監理技術者資格者証)の写し【添付資料】</li> <li>・建設系CPD協議会加盟団体(建築関係業種については建築CPD運営会議の加盟団体を含む)が発行した学習履歴証明書等の写し【添付資料】</li> <li>・建設キャリアアップシステム評価資料【別紙様式】</li> <li>・事業者IDの写し等【添付資料】</li> </ul>		

	価格以外の 評価点の公表 (審査結果)	令和7年3月6日 津市HP「入札・契約」にて公表
	審査結果照会	令和7年3月10日 までに自らの審査結果について書面により照会することができる。 照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとする。
評価項目 算定資料 の提出方法	提出方法	持参に限る
	提出期限	令和7年3月3日 午後5時 ※期限を過ぎた場合は一切受け付けません。
	提出先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎 2階)
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和7年3月3日 まで
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」
設計図書 等 に関する 質 問	提出期限	令和7年2月12日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)
	回答日	令和7年2月19日 ホームページにて回答
	提出先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎 2階) F A X 059-237-5819
入札方法等	提出方法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)
	提出期限	令和7年3月3日 必着
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛
開札日時 及び場所	令和7年3月11日 午前9時00分 津市上下水道庁舎 2階 入札室	
予定価格	101,100,000 円 (税抜き)	
低入札価格 調査基準価格	有	<p>本件は「津市低入札価格調査試行要領」の対象工事とする。</p> <p>低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合においては、落札候補者の決定を保留し、「津市低入札価格調査試行要領」に規定する低入札価格調査を実施する。</p> <p>低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力すること。</p> <p>なお、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監理技術者の資格を有する専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること。</li> <li>・契約保証金を契約金額の100分の30以上の額とすること。</li> <li>・前払金を契約金額の100分の20以内の額とすること。</li> </ul>
重点調査 基準価格	有	<p>低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における基準価格として、重点調査基準価格を設定する。</p> <p>重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額(1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p>
失格基準価格	有	<p>失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。</p> <p>失格基準価格は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額(1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p> <p>ただし、スクラップ評価額が計上されている場合は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額から、スクラップ評価額を控除した額(1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p>
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	
前 金 払	有	
部 分 払	無	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項、津市建設工事総合評価落札方式試行要領、津市低入札価格調査試行要領のとおりとする。</li> <li>・配置予定技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</li> <li>・低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者であっても落札者とならない場合があります。</li> <li>・低入札価格調査を経て契約する場合、津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件となります。 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和6年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。</li> <li>・本件は週休2日モデル工事(受注者希望型)試行案件です。 週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</li> </ul>	

津市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項及び同法施行令第14条第1項の規定により、同項に定める選挙人名簿の登録の日を次のとおり変更した。

令和7年2月4日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部憲夫

定時登録日

変更前 令和7年3月1日

変更後 令和7年3月3日

変更前 令和7年6月1日

変更後 令和7年6月2日

津市選挙管理委員会告示第2号

令和7年3月16日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙における候補者届等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので告示する。

令和7年2月4日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

提出すべき場所 津市芸濃庁舎（芸濃総合支所地域振興課）

津市選挙管理委員会告示第3号

令和7年3月16日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定めたので告示する。

令和7年2月4日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

交付場所 津市芸濃庁舎2階会議室

津市選挙管理委員会告示第4号

令和7年3月16日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示する。

令和7年2月4日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

- 1 くじの場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 くじの日時 令和7年3月11日午後5時30分

津市選挙管理委員会告示第5号

令和7年3月16日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録に関して、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和7年2月4日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部憲夫

- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
令和7年3月10日（年齢については、令和7年3月16日とする。）
- 2 登録を行う日  
令和7年3月10日

津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年2月14日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 渡 邊 晃 一

別紙のとおり

## 第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

- 1 内部統制室
- 2 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- 3 危機管理部（危機管理課、防災室）
- 4 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、デジタル改革推進課）
- 5 市民部（市民課、市民交流課、男女共同参画室、地域連携課、人権課、アストプラザ）
- 6 スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、文化振興課）
- 7 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- 8 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、こども政策課、保育こども園課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室、こども家庭センター）
- 9 商工観光部（商業振興労政課、経営支援課、企業誘致課、観光振興課）
- 10 農林水産部（農林水産政策課、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- 11 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課）
- 12 建設部（建設政策課、事業調整室、用地・地籍調査推進課、建設整備課、河川排水推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- 13 ボートレース事業部（経営管理課、事業推進課）
- 14 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課）
- 15 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）

- 16 芸濃総合支所（地域振興課（棕本財産区を含む。）、市民福祉課）
- 17 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 18 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 19 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 20 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 21 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 22 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 23 上下水道事業局（水道工務課、下水道工務課、水道施設課、安芸事業所、一志事業所、下水道施設課）
- 24 上下水道管理局（経営企画課、上下水道管理課、営業課）
- 25 消防本部（消防総務課、予防課、消防救急課、消防団統括室、通信指令課）、消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
- 26 会計管理室
- 27 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）
- 28 議会事務局（議会総務課、議事課）
- 29 教育委員会事務局教育総務部（教育総務課、教育施設課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、津図書館）
- 30 教育委員会事務局学校教育部（学校教育課、教育研究支援課、人権教育課）
- 31 選挙管理委員会事務局
- 32 監査事務局
- 33 農業委員会事務局

### 第3 監査の対象年度及び事項

原則として令和6年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、令和5年度以前のもを対象に含めた。

### 第4 監査の期間

令和6年9月6日から令和7年1月30日までである。

## 第5 監査の方法

監査に当たっては、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

## 第6 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

- 1 勧告  
法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
- 2 指摘
  - (1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの
  - (2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの
- 3 意見
  - (1) 経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの
  - (2) 事務事業の遂行に当たって特に意見を述べる必要があると認められるもの

## 第7 監査の結果

監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認め、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又

はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

## 1 市民部

### 市民交流課

#### 減免手続の整理について（指摘）

津市会館の設置及び管理に関する条例施行規則第10条において、使用料の減免を受けようとする者は、会館使用料減免申請書（第4号様式）を提出しなければならないと定められている。

しかしながら、同規則に定めのない会館使用団体登録申請書に減免についての項目を設けることで、減免対象団体であるかを判断し、以後の使用料を減免している。

減免手続の実態が、同規則に即していないことから、整合を図られたい。

## 2 スポーツ文化振興部

### 文化振興課

#### (1) 津市公印規則の遵守について（指摘）

郷土アーティスト発信事業業務委託（契約金額200万円）については、津市専決規程第5条の規定に基づき、部次長により決裁されていた。

したがって、当該契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印が使用されていた。

今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守されたい。

#### (2) 指定管理料に係る精算項目内容の精査について（意見）

津市久居アルスプラザにおける指定管理料の精算項目のうち修繕費については、年度協定書及び指定管理者募集要項等の規定に基づき、年度計画額である200万円と実績額を比較し、年度末に余剰が生じた場合は精算（余剰金の返還）することとされている。令和5年度に指定管理者から提出された修繕記録の総額は206万1,878円となっており、200万円を超過していることから指定管理料の戻入精算はなされていなかったが、記録の内容を確認すると、新たなポスター掲示板2列の設置費用（取付工事費込み）30万8,000円が含まれていた。

一般的に修繕費は、備品の修繕、部品の取替えや施設の維持管理・原状復旧のための費用であることから、修繕実施に当たっては、指定管理者と十分に協議の上、適正な施設・備品の維持管理に努めるとともに、指定管理料に係る精算項目内容を精査されたい。

### 3 健康福祉部

#### (1) 保険医療助成課

津市公印規則の遵守について（指摘）

津市特定保健指導動機付け支援・積極的支援業務委託（契約金額186万3,785円）については、津市事務専決規程第5条の規定に基づき、部次長の決裁区分により決裁されていた。

したがって、当該契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印が使用されていた。

今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守されたい。

#### (2) 健康づくり課

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の遵守について（指摘）

津市河芸保健センター内の栄養指導実習室等の使用許可申請については、津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1号の規定に基づき、使用しようとする日の2月前の月の初日から当日までの間で許可すべきところ、2月前以前の申請に対して使用を許可しているものが散見された。

今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守した使用許可申請に係る事務を徹底されたい。

### 4 都市計画部

都市政策課

津市事務専決規程及び津市公印規則の遵守について（指摘）

個人に対するがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金354万4,371円に係る交付決定については、交付決定額が300万円以上であるため、津市事務専決規程第5条の規定に基づき、部長決裁（300万円以上）とすべきところ、部次長決裁（100万円以上300万円未満）により交付決定されていた。

また、この補助金交付決定通知書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用されていた。

今後は、このようなことがないよう、同規程及び同規則を遵守されたい。

## 5 河芸総合支所

### 市民福祉課

施設の使用許可に係る適用条例誤りについて（指摘）

津市河芸ほほえみセンター内の録音室については、津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例に基づく使用許可の対象施設とはなっていないが、ボランティア団体に対し、同条例を適用して使用を許可していた。当該録音室については、津市財産に関する条例を適用して使用を許可されたい。

## 6 芸濃総合支所

### 地域振興課

津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則に基づく事務処理の徹底について（指摘）

津市芸濃総合文化センター内の市民ホール及び大研修室の使用許可申請については、津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則第4条第1項第1号に基づき、使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日から10日前までの間で許可すべきところ、6月前の月の初日以前の申請に対して使用許可をしているものが複数あった。

今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守した使用許可申請に係る事務を徹底されたい。

## 7 安濃総合支所

### 地域振興課

#### (1) 津市支所及び出張所処務規程の遵守について（指摘）

津市安濃交流会館管理等業務委託の契約締結に係る決裁について、契約額が1,000万円以上であるため、津市支所及び出張所処務規程第9条の規定に基づき、副市長決裁（1,000万円以上）とすべきところ、総合支所長決裁（300万円以上1,000万円未満）により決裁されていた。

今後はこのようなことがないように、同規程を遵守した契約事務を徹底されたい。

- (2) 指定管理者に関する基本協定書に基づく責任分担の徹底について  
(意見)

津市運動施設（安濃地域）の指定管理者に関する基本協定書第34条では、管理業務に係る発注者と受注者の責任分担が定められており、1件50万円未満の施設の修繕は指定管理者が負担することとされているが、津市安濃中央総合公園内体育館の修繕で1件の修繕費が50万円未満であるにもかかわらず、本市が修繕費を負担している事例があった。

基本協定書に記載した業務履行を求めるのが指定管理業務の基本であることから、基本協定書に定められた責任分担に基づく修繕の実施を徹底されたい。

## 8 香良洲総合支所

### 地域振興課

不適切な公金の取扱いについて（指摘）

香良洲総合支所地域振興課公金等取扱マニュアルにおいて、各種収納金について過大収納があった際は戻出処理を行うと規定されている。

しかしながら、香良洲体育館において、算定誤りにより2件合計で260円の使用料を過徴収していたものがあったが、戻出処理をすることなく同一申請者の次回使用許可申請時の使用料に充てていた。

今後は、このような不適切な公金の取扱いをすることがないように、公金等取扱マニュアルに基づく事務を徹底されたい。

## 9 白山総合支所

### (1) 地域振興課

消防法その他関係法令の遵守について（指摘）

令和5年度・令和6年度わかすぎの里消防用設備保守点検業務及び津市白山農民研修所（津市白山公民館）消防設備保守点検業務のうち機器点検については、仕様書に基づき、令和5年7月、令和6年2月、同年7月に実施されていたが、令和5年7月から令和6年2月までの期間は、消防法第17条の3の3の規定等に定

める6月に1回の点検期間を超過していた。

今後は、このようなことがないように、消防法その他関係法令を遵守した保守点検を徹底されたい。

(2) 市民福祉課

消防法その他関係法令の遵守について（指摘）

令和5年度・令和6年度白山保健福祉センター消防用設備保守点検業務のうち機器点検については、仕様書に基づき、令和5年9月、令和6年2月、同年9月に実施されていたが、令和6年2月から同年9月までの期間は、消防法第17条の3の3の規定等に定める6月に1回の点検期間を超過していた。

今後は、このようなことがないように、消防法その他関係法令を遵守した保守点検を徹底されたい。

## 第8 監査意見

本件監査の結果に基づき、次のとおり意見するものである。

1 令和6年度決算に向けた歳入・歳出内容の総点検について

本件監査において、指摘には至らなかったものの、下記のとおり会計事務に係る誤りや怠りが確認されたため、本件監査期間中に是正を求めた。

- (1) 歳入科目誤り（行政財産使用料で収入すべきところ、土地貸付収入で収入していたもの）
- (2) 収入未済額の繰越調定額誤り（令和5年度収入未済額と同額で令和6年度に繰越調定すべきところ、令和6年度歳入として収入した一部の未収金を控除した金額で繰越調定していたもの）
- (3) 年度当初に土地貸付収入に係る納付書を送付すべきところ、送付を失念していたもの
- (4) 契約締結済の委託料、交付決定済の補助金等に係る支出負担行為がなされていないもの

これらは膨大な会計事務のごく一部であり、担当者レベルでミスが起きることは有り得ないことではないが、各所属においてチェック機能が十分に働いていないということは問題である。中には決算の正確性、信頼性に重大な影響を及ぼすものもあり、これらは是正されたものの、本件監査で確認できる範囲は限られており、氷山の一角にすぎ

ない。

令和6年度決算に向けて、各所属が決算の重要性を十分認識し、このような誤りや怠りがあるという前提に立ち、歳入・歳出内容の総点検に取り組まれない。

## 2 詐欺容疑による職員逮捕について

本件監査の期間中に、水道事業の維持、修繕業務の委託料を詐取したとして、上下水道事業局の職員が逮捕されるに至ったことは、誠に遺憾である。

また、自治会問題を踏まえ、津市公正公平な市政の確保に関する条例が制定され、再発防止に取り組む中での職員による不祥事が発生したことは、重ねて遺憾であり、組織としてのチェック機能が働かず、職員による公金詐取を可能にする環境を与えていたことは否めない。

決して詐取を企図した職員個人の問題として捉えるのではなく、組織としての問題であると認識し、職員による不正や違法行為の発生を未然に防止できる仕組みを構築するとともに、組織の規律保持の再徹底を図られたい。

## 3 町自治会交付金の返還について

令和6年7月に「複数の市営住宅の自治会が交付金額の算出根拠となる戸数を実際より多く申告し、過剰に交付金を受給している」との新聞報道を受け、市において令和6年度分の申請内容について調査を行った結果、一部に過大申請があることが確認されたため、該当自治会から修正申出がなされ、町自治会交付金の一部が返還されることとなった。

また、河芸町地内の自治会においても、町自治会交付金について、同様の過大申請があるとの住民監査請求があり、対象部局に対し、過年度分も含めて事実関係を調査するよう勧告を行った結果、該当自治会からその一部が返還されることとなった。

町自治会交付金における加入世帯数の確認については、より適正に行うよう、令和2年度監査結果報告において指摘したところであるが、本件監査期間中に、このような事態に至ったことは遺憾である。

市内には1,000にも及ぶ大小様々な自治会があり、地域のつながりの希薄化も進む中で、町自治会交付金の交付金額の算出根拠となる加入世帯数については、毎年4月1日現在の自治会ごとの正確な加入世帯数を把握することは困難なことから、各自治会から申請のあった加入世

帯数に基づき、町自治会交付金を交付してきたことはやむを得ないところである。しかしながら、自治会長の交代も頻繁にある中で、加入世帯数の定義や考え方を自治会側に十分に周知しきれていなかったこと、実際の加入世帯数を上回っている申請があった場合のチェック機能と過大請求への抑止機能を有しておらず、制度疲労を起こしていたことは否定できない。

地域住民が互いに助け合う基礎的な住民組織である自治会に対する交付金であっても、その原資は市民から預かっている貴重な公金によるものである。過大請求が起こらない仕組みを構築し、時代に即した新たな支援制度に見直されたい。

#### 4 地域脱炭素社会の実現に向けて

令和5年度監査結果報告において、快適な施設環境の維持に関する意見の中で言及をしたが、令和6年度予算においても、施設の老朽化が進む出先機関の需用費（施設修繕料）の予算削減が目についた。そのような中でも、各部局に配分されるいわゆる枠予算の範囲で、所管する施設内の照明のLED化を計画的に進め、脱炭素に取り組む意識の高い部局も見られたが、枠予算の範囲で施設全体の照明をLED化するには限界があり、長期間を要することとなるため、結果として非効率な予算執行となり、経費削減効果も低減してしまう。

本市は、令和4年8月に地域脱炭素宣言をし、市民、事業者、団体等のあらゆる主体とともに脱炭素行動を実践・実行・実施していくこととしているが、宣言以降、監査を通じて、全部局が一体となって脱炭素に取り組んでいるという気運は感じられなかった。

本市は市町村合併により多数の公共施設を有しており、照明のLED化を進めることは、二酸化炭素排出量の削減効果と将来的な維持管理経費の削減効果も大きい。厳しい財政状況にあることは理解するが、有利な財源を活用しながら、スピード感を持って公共施設のLED化を推進することで、市が脱炭素に率先して取り組む姿勢を示すことにより、あらゆる主体が一体となって地域脱炭素社会を実現していくことを望む。

以上

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年2月14日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 渡 邊 晃 一

別紙のとおり

## 第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の対象

次の財産区における令和6年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、令和5年度以前のもを対象に含めた。

- 1 榑原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榑原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

## 第3 監査の期間

令和6年12月5日から令和7年1月30日までである。

## 第4 監査の方法

主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

## 第5 監査の結果

榑原財産区、河内財産区及び波瀬財産区における財務及び事務の執行については、監査した限りにおいて監査対象となった事務が法令に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、財産区の組織及び運営の合理化に努めていると認め、特に指摘する事項はなかった。